

## 平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 法務省) [ボランティア名：保護司、更生保護施設職員、BBS会員、更生保護女性会員、協力雇用主]

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
ボランティアに対する顕彰	<p>保護司等民間ボランティアの功績を顕彰し、その士気の高揚を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <p>(保護司に対する表彰)</p> <p>1 法務大臣表彰</p> <p>2 法務大臣感謝状</p> <p>3 地方更生保護委員会委員長表彰</p> <p>4 保護観察所長表彰</p> <p>(更生保護法人等役職員に対する顕彰)</p> <p>1 法務大臣表彰</p> <p>2 地方更生保護委員会委員長表彰</p> <p>3 保護観察所長表彰</p> <p>(BBS会員、更生保護女性会員、及び民間篤志家に対する顕彰)</p> <p>1 法務大臣感謝状</p> <p>2 地方更生保護委員会委員長感謝状</p> <p>3 保護観察所長感謝状</p>	国	保護局 総務課
ボランティアに対する研修等	<p>更生保護におけるボランティア活動を行う上で必要となる技術及び知識の修得を図る</p> <p>(事業内容)</p> <p>1 保護司に対する研修</p> <p>2 更生保護女性会員に対する研修</p> <p>3 BBS会員に対する研修</p> <p>4 更生保護施設職員に対する研修</p> <p>5 協力雇用主に対する研修</p>	国	保護局更生保護振興課

(省庁名 法務省) [ボランティア名：保護司、更生保護施設職員、BBS会員、更生保護女性会員、協力雇用主]

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
保護司活動に対する実費の弁償	保護司の負担を軽減し、その活動を強化することで保護観察の充実を図る。 (事業内容) 保護司の活動に要した費用の全部又は一部の支弁	国	保護局 更生保護振興課
保護司による非行防止活動の実施	保護司による少年非行相談を実施して地域における非行防止活動の推進を図る。 (事業内容) 少年非行相談活動等の実施に必要な資材の作成	国	
保護観察対象少年に対する社会参加活動等の実施	社会参加活動等を通して他者に対する思いやりの気持ちを涵養するとともに、自らの地域社会に与えた損害を償わせ、社会的ルールの厳しさを実感させること等により、社会性の発達を促し、早期の改善更生を図る。 (事業内容) 1 社会参加活動等実施のための指導旅費 2 社会参加活動等を実施する上で必要な資料等の作成費及び郵送料	国	保護局観察課
社会参加活動協力者に対する謝金の支給	社会参加活動に民間ボランティア等の協力を得るなどして保護観察の充実を図る。 (事業内容) 社会参加活動に協力した者に対する謝金の支給	国	
処遇協力者に対する謝金の支給	処遇活動に協力雇用主等民間ボランティアの協力を得て保護観察の充実を図る。 (事業内容) 処遇活動に協力した者に対する謝金の支給	国	

(省庁名 法務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
人権擁護委員に対する顕彰	人権擁護委員に職務上特別な功労があると認められるときには、法務大臣表彰、人権擁護局長表彰をするとともに、多年にわたり職務上の功績があった者が退職または死亡したときは、法務大臣感謝状を贈呈する。	国	人権擁護局総務課
人権擁護委員に対する研修	人権擁護委員としての職務執行に必要な知識及び技能を修得させることを目的に、新任委員研修、委員第二次研修、委員四年次目研修、同和問題講習会及び男女共同参画問題研修を、法務局または地方法務局において実施する。	国	人権擁護局総務課
人権擁護委員に対する実費弁償	地域社会において、人権啓発、人権相談等に従事する人権擁護委員の負担を軽減し、その活動を充実強化することにより、人権擁護の推進を図る。 (事業内容) 人権擁護委員には給与は支給されないが、職務を行うために要した旅費その他の費用について予算の範囲内で弁償する。	国	人権擁護局総務課